日本統治時代における台北帝国大学の大学官舎地の形成と建築形式に関する研究

Study on the Residential Area Formation and Architectural Style of Official Residences of Taipei Imperial University in Taiwan during the Japanese Colonial Period

○郭 雅雯 *1
KUO Yawen

In this study, we focused on understanding the actual condition of the official residences allotted for university faculty, which were supplied by Taipei Imperial University when Japanese colonial period in Taiwan. In 1928, Taipei Imperial University built houses based on the "Building standard for official residences" in former Showa-Cho, which was located near the university, and supplied them as official residences for the faculty members and their families. These official residences in former Showa-Cho were called "Official residences for university faculty members". Depending on the faculty member's position, the three kinds of scale of official residences were allocated to them-"the third-grade official residence for a higher civil servant", "the fourth-grade official residence for a higher civil servant", and "the third-grade official residence for a junior official". In addition, official residences for a single-person household, which had an entertainment and communion space for faculty members, were also built.

キーワード：日本統治時代，台湾，台北帝国大学，日式住宅，大学官舎，建築形式
Keywords: Japanese colonial period in Taiwan, Taiwan, Taipei Imperial University, Japanese-style house, Official residences for university faculty members, architectural style

1．研究の背景と目的

日本統治時代（1895 年～1945 年）には日本人移住者のための住宅が台湾全土で数多く建設された。台湾各地で建設されたこれらの住宅（以下、日式住宅）は、個人が建設した個人住宅と日本植民政府や公的機関が建設した供給型住宅に分けられる。個人住宅は、日本人移住者が台湾に永住することや長期にわたり住むことを想定して建設した住宅である。供給型住宅は、居住対象によって 4 種に分類することができ、台湾総督府の官吏や官営機構の職員のための「官舎」、日本が推し進めた水力発電、製糖会社などの社員のための「社宅」、日本本土から募った日本農民のための「移民住宅」、下級俸給生活者や労働者のため、計画的且つ大量に中小住宅を建設供給した「営団住宅」があった。

その後、日本の敗戦により、台湾総督府による台湾統治は終焉を向かえ、日式住宅の居住者であった日本人は次第に引き揚げた。以降、日式住宅の多くが中華民国政府に接収され、約 30 年間、公的機関の宿舎として台湾漢人によって住み継がれることとなった。しかし、2003 年から、中華民国行政院は国有資産の有効利用の観点から、台湾全土の日式住宅を解体・撤去する政策を行っているため、現存している日式住宅は消滅の危機に直面している。同時に、インタビュー調査対象である現居住者や元日本人居住者の高齢化も進んでいるため、台湾日式住宅の研究課題は緊急性を持つ。近年、台北市旧昭和町の日式住宅地は、歴史的・文化的価値があると評価されつつあるが、これまで詳細な調査がなされたことはない。今後、これらの建物を維持、補修、保全するとしても、当初の建設経緯、住宅地の形成、建築形式の特徴などを解明する必要がある。

著者の現在までの研究[注1]では、当時、台北市旧昭和町において個人住宅として建設された日式住宅の実態などを明らかにした。本研究では、個人住宅についての研究で明らかにされた知見に基づき、旧昭和町の供給型住宅である「大学官舎」に着目し、その建設経緯、住宅地の形成をはじめ、建築形式などの実態を明らかにする。

*1　中原大學室内設計學系　助理教授・博士（工学）　Assistant professor, Department of Interior Design, Chung Yuan Christian University, Dr. Eng.

2．研究方法と調査対象

本研究は、当時の個人住宅地（旧昭和町、現青田街）と共に同地区に建設された供給型住宅の「大学官舎」（旧昭和町、現温州街、**図 1**）を研究対象として取り上げ、（1）～（3）の方法で調査を行った。（1）史料・資料収集調査：日本統治時代の台北市旧昭和町に関する地図、図面、写真などの史料や文献資料を収集した。（2）インタビュー調査：旧昭和町の大学官舎に居住していた元日本人居住者を対象とし、図面に基づいて建設された当初の状況などに関するインタビュー調査（10 戸、**表 1**）を各戸について個別に行った。（3）現地調査：現地で大学官舎の現存している 8 戸（5 軒）事例を中心に外観、庭について現地調査を行った（**図 2**）。

3．台湾における官舎に関する制度

日本統治時代に台湾に建設された官舎は、台湾各地の機関により公務員の職階に基づき規模が定められていたが、統治初期は官舎に関する統一的な規格がなく、新築された官舎がある一方、台湾の住宅を改修して官舎として使用するものもあった。その後、官舎に関する制度が順次制定されることとなった。当時の官舎は、入居者の職階の高低によって「高等官官舎」と「判任官官舎」に

図 1　旧昭和町の大学官舎と個人住宅地（1932 年頃）
（「改正臺北市全圖」、「臺北市街圖」により作成　参考文献 9)、10)）

図 2　旧昭和町の大学官舎（1995 年）
（「臺北市地形圖」により作成 参考文献 11)）

表 1　調査対象の基本属性　（インタビュー調査時期順）

官舎等級	事例NO.	出身地	出身大学	台湾での職名・専攻	任命・着任年（年齢）	台湾での居住歴 居住年	台湾での居住歴 町名（住宅種類）	家族構成（同居人数）	対象者・現年齢（居住年数）
高等官官舎第三種	1	岐阜	東京帝大 法学部独法科	台北帝大文政学部教授 憲法と行政法	1936 年（37 才）	1936-46	昭和町（大学官舎）	世帯主の父・Ⅰ-M,F・Ⅱ-M,F・S(6 人)	Ⅱ-M81(10 年)
	2	鳥取	東京帝大 文科大学史学科	台北帝大文政学部教授 東洋史学	1928 年（34 才）	1928-30 1930-31 1932-48	千歳町（賃貸住宅） 在外研究 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-M,F・Ⅱ-F_1,F_2,M・S(6 人)	Ⅱ-$F_1$78(16 年)
	3	大阪	京都帝大 文学部国史科	台北帝大文政学部教授 国史学	1928 年（31 才）	1928 1929 1930-35 1935-46	不明 錦町（不明） 昭和町（大学官舎） 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-M,F・Ⅱ-M_1,M_2・S(5 人)	Ⅱ-$M_1$81(11 年)
高等官官舎第四種	4	山口	九州帝大 農学部農学科	台北帝大理農学部教授 園芸学	1930 年（30 才）	1930 1931-48	福住町（不明） 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-M,F・Ⅱ-F_1,M_1,M_2・S(6 人)	Ⅱ-$F_1$80(17 年)
	5	北海道	東北帝大 理学部地理学	台北帝大理農学部助教授 地質学	1931 年（36 才）	1931 1932 1933-46	東門町（不明） 錦町（不明） 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-M,F・Ⅱ-M_1,F,M_2・S(6 人)	Ⅱ-$M_2$79(13 年)
	6	高知	京都帝大 文学部哲学科	台北帝大文政学部助教授 教育学	1929 年（30 才）	1929-30 1931-46	古亭町（不明） 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-M,F・Ⅱ-M・S(4 人)	Ⅱ-M75(10 年)
	7	栃木	東北帝大 文学部国文学科	台北帝大文政学部助教授 国文学	1929 年（28 才）	1929 1930-31 1932-46	不明 東門町（賃貸住宅） 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-M,F・Ⅱ-M_1,F,M_2,M_3・S(7 人)	Ⅱ-$M_1$80(14 年) Ⅱ-F78(13 年)
	8	岡山	東京帝大 理学部植物科	台北帝大理農学部教授 植物学	1929 年（30 才）	1929-33 1934-46	不明 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-M,F・Ⅱ-M(3 人)	Ⅱ-M74(9 年)
	9	熊本	東京帝大 理学部化学科	台北帝大理農学部教授 化学	1937 年（31 才）	1937-39 1940-46	古亭町（賃貸住宅） 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-M,F・Ⅱ-F_1,F_2,M(5 人)	Ⅱ-$F_1$79(6 年)
	10	福岡	東京帝大 文学部国史学科	台北帝大文政学部教授 南洋史学	1929 年（29 才）	1929 1930-32 1932-33 1934-46	不明 在外研究 東門町、南門町（不明） 昭和町（大学官舎）	Ⅰ-F の母・Ⅰ-M,F・Ⅱ-F_1,F_2,F_3,M・S(8 人)	Ⅱ-M81(12 年)

※世代：Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ、性別：M(男), F(女)、使用人：S　　例：Ⅰ-M, F＝第 1 世代-夫, 妻、Ⅱ-M_1, M_2, F_2＝第 2 世代-長男, 次男, 次女
※事例 9 と 10 はインタビュー調査の協力を得られず、郵便で手紙や書類、写真を送付することにより、やり取りをした調査結果を纏めたものである。

分けられた。前者は総督府直属の官員、課長、署長や学校の校長などの高級官僚向けであり、後者は州庁群課長、支庁長、支署長などの一般官僚向けであった。「官舎建築標準」は、日本植民政府が官舎建築に関して初めて出した条文であり、まず、1905 年に「判任官以下官舎設計標準」（**表 2**）が、次いで 1922 年には「臺灣總督府官舎建築標準」（**表 3**）が定められ、各地の官舎に対する規則となった。新たに制定された「臺灣總督府官舎建築標準」の規定によると、官舎は八種類あった。高等官官舎には第一種、第二種、第三種、第四種が、判任官官舎には甲種、乙種、丙種、丁種があった[注2]。

表 2　判任官以下官舎設計標準（1905 年）

官舎等級		使用者	坪数	空間内容
判任官官舎	甲種	独立官衛の長、各官衛の部課長など	23	応接間 8 帖(瓦敷)、座敷 8 帖、居間 6 帖、玄関 2 帖、台所 2 帖、浴室、炊事場、踏込、便所
	乙種	五級棒以上の者、地方庁の各系長又は同じ等級係の主席長など	18	座敷 8 帖、居間 4.5 帖(二つ)、玄関 2 帖、炊事場、踏込、便所
	丙種	六級棒以下の者	13	座敷 6 帖、居間 4.5 帖、玄関 2 帖、炊事場、台所、踏込、便所
	丁種一號	支庁勤務の警部補看守部長	11.5	座敷 6 帖、居間 4.5 帖、玄関 2 帖、炊事場、台所、踏込、便所
	丁種二號	撫査、看守員	10.25	座敷 7 帖、居間 3 帖、炊事場、踏込、便所

表 3　臺灣總督府官舎建築標準（1922 年）

官舎等級		使用者	建築形態	延床面積	敷地面積
高等官官舎	一種	総督府内総督と幕僚、勅任官、税関長等の総督府直属の官員	一戸建	100 坪以内	延床面積の 6-7 倍(600-700 坪以内)
	二種	高等官三等、総督府所属各官衛長及び各課長、州事務官、中等以上学校長		55 坪以内	延床面積の 5.5 倍(302.5 坪以内)
	三種	高等官四等以下、総督府所属各官衛長及び各課長、税務支署長、専売支局長、州及び庁各課長、中等以上学校長、郡守、一等郵便局長又はこれに準ずるもの		46 坪以内	延床面積の 4.5 倍(207 坪以内)
	四種	高等官六等以下、税務支署長、専売支局長、州及び庁各課長、郡守、一等郵便局長又はこれに準ずるもの		33 坪以内	延床面積の 4 倍(132 坪以内)
判任官官舎	甲種	判任官二級棒以上、州庁郡課長、支庁長、法院監督書記、監獄支監長、二等郵便局長、税務支署長、専売支局長又はこれに準ずるもの	二戸建	25 坪以内	延床面積の 4 倍(100 坪以内)
	乙種	判任官五級棒以上、郡課長又はこれに準ずるもの		20 坪以内	延床面積の 3.5 倍(70 坪以内)
	丙種	判任官六級棒以下		15 坪以内	延床面積の 3.5 倍(52.5 坪以内)
	丁種	巡査、看守及びこれと同等待遇官	四戸建	12 坪以内	延床面積の 3 倍(36 坪以内)

臺灣總督府官舎建築標準をもとに作成

4．旧昭和町の大学官舎地の形成

1932 年、日本植民政府により「第六次大臺北市區計畫」が計画され、日治末期頃には、台北市の東側一帯は学校建設予定地となり、教育施設用地、住宅地として発展していった。大正末期には、台北高等商業学校（1919 年設立）、台北高等学校（1922 年設立）が、昭和 3 年（1928 年）には、台北帝国大学が創設され、日本から多くの教員らが台湾に赴任した。昭和 3 年、台北帝国大学は、学校の近くに位置していた旧昭和町に官舎建築標準に準拠した官舎を建設し、教員らとその家族の住居として供給していた。供給された旧昭和町の官舎地は、知識層が多

写真 1　「高等官官舎第四種」外観　1931 年（元日本人居住者提供）

写真 2　「高等官官舎第三種」裏庭　1936 年（元日本人居住者提供）

写真 3　「高等官官舎第三種」座敷　1937 年（元日本人居住者提供）

く、研究や教育に熱心な日本人の教員らが集まる住宅地で、当時、「大学官舎」と呼ばれていた[注3]。

インタビュー調査によれば、日本人の教員らが台湾に赴任して来た理由は、俸給が当時の日本本土より高いこともあった（3 戸）が、台湾が南方にあるという地理上の特徴を生かし、亜熱帯地域で研究を開拓しようという考えが強かった（7 戸）。また、いずれ台湾から日本本土へ転勤や転居があるとの意識があったため、個人住宅を建てず、学校が建設した官舎に入居した（10 戸）。他には、渡台時に、旧昭和町の大学官舎が空いておらず、他の地域で賃貸の住宅を借り、大学官舎に空きがでた場合に入居した事例も多く見られた（3 戸、**表 1**）。

大学官舎の建設当時、旧昭和町に建設された大学官舎の住宅地の東西に、1 条通りから 4 条通りまでの四つ道路が計画された[注4]。各通り道の両側に 40 戸（33 軒）の官舎と単身官舎が 1 棟建設された（**図 2**）。教員の職階によって「高等官官舎第三種」（一戸建、10 戸）、「高等官官舎第四種」（一戸建、16 戸）、「判任官官舎丙種」（二戸建、14 戸）の三種類の規模の官舎が割り当てられ、さらに、教員が利用できる娯楽施設および交流の場を持つ「単身官舎」（1 棟、16 戸）もあった[注5]（**表 4**）。教授には「高等官官舎第三種」が、助教授には「高等官官舎第四種」が、講師や助手には「判任官官舎丙種」が割り当てられた。以下では、大学官舎の「高等官官舎第三種」、「高等官官舎第四種」と「判任官官舎丙種」、「単身官舎」のそれぞれの建築形式と平面的な特徴について分析する。

5．大学官舎の建築形式と平面的な特徴

5–1. 高等官官舎第三種

「高等官官舎第三種」の敷地面積は 203.35 坪で、主屋は、間口 9 間半、奥行 5 間の、瓦葺きの平入平屋建ての木造住宅で、外壁は下見板張りであった（**写真 2**）。延床面積は 45.19 坪で、江戸間[注6]であった（**表 4、図 (1)**）。

大まかな平面構成については、主人と客が出入りする

表 4　旧昭和町大学官舎の種類（臺灣大學所蔵）

平面図 (1)、(2)	(1) 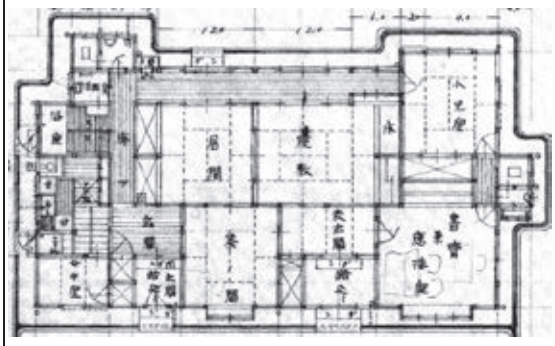	(2) 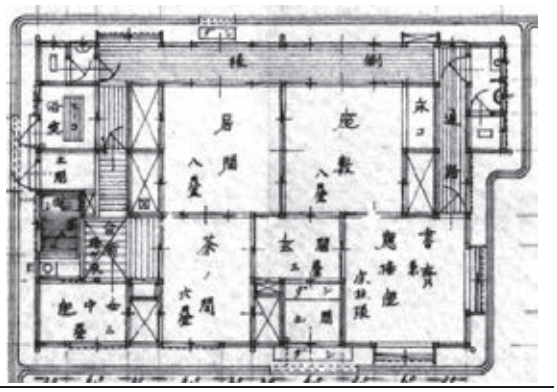
官舎等級	高等官官舎第三種	高等官官舎第四種
敷地面積*	203.35 坪	129.40 坪
延床面積*	45.19 坪	32.35 坪
建築形態(戸数)	一戸建(10 戸)	一戸建(16 戸)
平面図 (3)、(4)	(3) 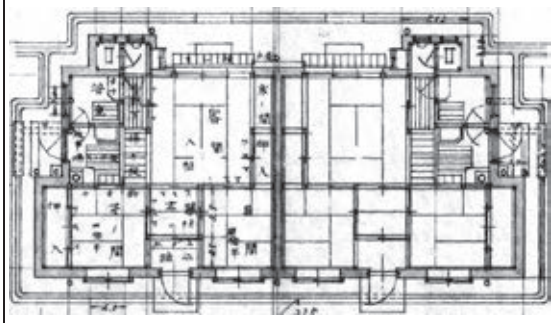	(4) 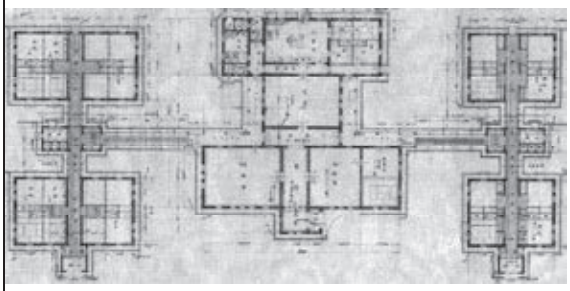
官舎等級	判任官官舎丙種	単身官舎
敷地面積*	105.00 坪(二戸分)	1046.34 坪(共有スペース含む)
延床面積*	30.00 坪(二戸分)	333.71 坪(共有スペース含む)
建築形態(戸数)	二戸建(14 戸)	一棟(16 戸)

＊参考文献 12)「日據建物登記簿謄本」と「日據土地登記簿謄本」の記録による。登記簿が残っていない事例では現地での実測による。

「表玄関」と家族と女中が使う「内玄関」が表側に設けられ、緩衝・通路空間[注7]の廊下により居室空間と水回り空間が分けられた。その両玄関とも土間の踏込があり、一段の式台があった。表玄関の隣には、主人と客が使う洋室の「書斎兼応接室」が、その裏手には「座敷」（10畳）、「小児室」（8 畳）が配置された。座敷には床の間、付書院、違い棚を備えたため、書院造[注8]の要素を取り入れた住宅と言える（**写真 3**）。書斎兼応接室は板張りのイス座であり、作り付けの本棚が設置された。内玄関の左右には「茶の間」（8 畳）と「女中室」（3 畳）が配置された。「茶の間」の裏手には「居間」（8畳）が、「女中室」の裏手には、表側から順に、「台所」、「浴室」、「洗面室」、「便所」の水回り空間が配置された。その「女中室」は、台所に隣接して配置され、台所等の水回り空間と合わせて、緩衝・通路空間で区切られている。第三種では、「小児室」や「洗面室」などの空間の機能分化が顕著に見られた。また、通常の水回り空間以外に、さらに来客用便所が書斎兼応接室の背後に配されている。

5–2. 高等官官舎第四種

「高等官官舎第四種」の敷地面積は 129.40 坪で、主屋は、間口 7 間、奥行 4 間半強の瓦葺きの平入平屋建ての木造住宅で、外壁も下見板張りであった（**写真 1**）。延床面積は 32.35 坪で、江戸間であった（**表 4、図（2）**）。

大まかな平面構成については、表側に式台を持つ土間の踏込ある「玄関」が設けられ、緩衝・通路空間の廊下により居室空間と水回り空間が分けられた。玄関は一箇所だけであり、主人や客、家族や女中の使用者を区別せずに同一の玄関で出入りする。玄関の左右には、第三種と同じく主人と客が使う洋室の「書斎兼応接室」と家族が使う「茶の間」（6 畳）が、その裏手には「座敷」（8畳）と「居間」（8畳）が配置された。座敷には床の間があったが、第三種のような付書院、違い棚が設けられてなかった。書斎兼応接室は板張りのイス座で、作り付けの本棚がなかった。茶の間の隣に「女中室」（3畳）が配置され、その「女中室」の裏手には、表側から順に、「台所」、「浴室」、「便所」の水回り空間があった。「女中室」は台所に隣接し、台所等の水回り空間と合わせて配置された。また、第三種のように通常の水回り空間以外に、さらに来客用便所が書斎兼応接室の背後に配されている。しかし、第三種のような規模ではなかったため、第三種のような「表玄関」、「内玄関」、「小児室」や「洗面室」などの空間の機能分化は見られなかった。

5–3. 判任官官舎丙種

「判任官官舎丙種」の敷地面積は 105.00 坪（二戸分）で、主屋（**表 4、図（3）**）は、二戸建てで、一戸当たりの間口 4 間半、奥行 3 間半の瓦葺の平入平屋建てのレンガ造で、レンガの上にモルタル塗りの外壁であった。延床面積は 30.00 坪（二戸分）で、江戸間であった。

表側に一段の式台を持つ土間の踏込ある「玄関」が一箇所だけ設けられ、使用者を区別せずに同一の玄関で出入りする。玄関の左右には、「居間」（4.5 畳）と「茶の間」（4.5畳）が、その「居間」の裏手には床の間があり「客間」（8畳）が配置された。高等官官舎のように「書斎兼応接室」、「女中室」、「小児室」や「洗面室」などの空間がなく、生活に最低限必要となる「客間」、「居間」、「茶の間」のみが備えられた。それらの居室空間は全て畳み敷きで、板張りの洋室はなった。また、「茶の間」の裏手には「台所」、「浴室」、「便所」が順に配置された。丙種は住宅規模が狭小であり、廊下を持たないため、高等官官舎のように使用者の使う領域や空間の性質によって区切ることはできない。また、来客用便所を持たなかった。

5–4. 単身官舎

「単身官舎」の敷地面積は 1046.34 坪（共有スペース含む）で、延床面積は 333.71 坪（共有スペース含む）であった。平入平屋建てのレンガ造であり、レンガの上にモルタル塗りの外壁であった。主屋（**表 4、図（4）**）は、敷地の東西に三つの棟が並び、その中央に廊下を通路として繋げられた。建物の中央棟は、「玄関」、「広間」、共同用の「娯楽室」、「談話室」、「閲覧室」、「食堂」が配置され、さらに裏手には「炊事室」、「売店」、「炊夫室」、「浴室」、「トイレ」が設けられていた。建物の南北棟は、それぞれ踏込、玄関、部屋と共同用の洗面所、トイレが配置された。北棟の東西には 8 畳の「座敷」が八つあり、床の間や本棚も設置されていた。南棟にも八戸の教員が入居でき、一戸につき 8 畳の「座敷」と 6 畳の「居間」がそれぞれ 1 室ずつ割り当てられた。その座敷には床の間が、居間には本棚が設置されていた。

6．まとめ

本研究は、日本統治時代に台湾で建設された台北帝国大学の「大学官舎」の建設経緯、住宅地の形成、建築形式や平面的な特徴などの実態を、史料・資料収集調査、インタビュー調査と現地調査を通して明らかにした。昭

和３年、台北帝国大学は旧昭和町の大学官舎地に官舎建築標準に準拠した官舎を建設し、教員らとその家族の住居として供給していた。旧昭和町の大学官舎地は、当時、知識層が多く、研究や教育に熱心な日本人の教員らが集まる住宅地であった。供給された官舎は、教員の職階によって割り当てられる「高等官官舎第三種」、「高等官官舎第四種」、「判任官官舎丙種」三種類の規模があり、さらに、教員が利用できる娯楽施設および交流の場を持つ「単身官舎」もあった。高等官官舎は瓦葺きの平入平屋建ての木造住宅で、外壁は下見板張りであった。判任官官舎と単身官舎は瓦葺きの平入平屋建てのレンガ造で、レンガの上にモルタル塗りの外壁であった。また、「臺灣總督府官舎建築標準」が制定されたが、敷地条件によって、敷地面積や延床面積がその規定に準じていない住宅も見られた。

大学官舎の平面的な特徴としては、高等官官舎の場合は、玄関の隣に書斎と応接間が兼用する形の「書斎兼応接間」という板張りの洋室、「女中室」が設けられたことや、通常の水回り空間以外に、さらに来客用便所の配置などが挙げられる。また、高等官官舎第三種の座敷には、床の間、付書院、違い棚を備えたため、書院造の要素を取り入れた住宅と言える。判任官官舎の場合は、住宅規模は狭小であり、緩衝空間・通路空間がほとんどなく、生活に最低限必要となる居室空間のみが設けられ、水回り空間の機能の分化が十分ではなかった。また、官舎等級に関わらず、玄関、台所、浴室、便所が設けられ、さらに、座敷や客間が必ず裏庭に面して配置された点である。また、教員のために提供した住宅なので、高等官官舎第三種と単身官舎では作り付けの本棚の設置が見られた。なお、大学官舎は入居者の要求に応じて建設された住宅ではなかったため、想定された通りには使用されない場合も見られた。次稿では、元日本人居住者によるその当時の住まい方について明らかにしたい。

本研究はJSPS科研費若手研究(B)25870615の助成を受けたものである。本研究は、日本建築学会学術講演会で口頭発表したものをさらに発展させたものである。

注[1] 参考文献１)、２)、３)

注[2] 参考文献４)

注[3] 参考文献５)

注[4] 参考文献８)

注[5] 参考文献６)

注[6] 江戸間とは、民家や茶室に使われる基準尺（設計モジュール）の１つ。柱割り(建物の機能・構造・工法に基づいて柱の位置を決めること)の場合は、柱と柱の中心線の間隔（一間）の長さが６尺(約181.8cm)のもので、これを「江戸間」ともいう。

注[7] 緩衝・通路空間：玄関、縁側、廊下。居室空間：座敷、客間、茶の間、食堂、居間、寝室、子供室、応接室、書斎、次の間、女中室など。水回り空間：台所、浴室、便所。参考文献７）, pp.21。

注[8] 書院造とは、日本の室町時代（1336年～1573年）に始まり安土桃山時代（1573年～1603年）に完成した武家住宅の様式である。書院を建物の中心とした住宅の様式で、基本として建物の内部を建具や壁で仕切り、天井を張り、座敷に床の間・違い棚・付書院などを備えるものである。

参考文献

１）郭雅雯、高田光雄、神吉紀世子、安枝英俊、黄蘭翔：「日本統治時期以降における台北市青田街の日式住宅の使用状況と増改築に関する考察-台湾の日式住宅における居住空間の変容過程に関する研究その１」,日本建築学会計画系論文集,第73巻,第628号,pp.1189-1196,2008.06。

２）郭雅雯、高田光雄、清水貴史：「日本統治時期における昭和町の形成過程と日本人居住者による居住状況-台湾の日式住宅における居住空間の変容過程に関する研究その２」,日本建築学会計画系論文集,第74巻,第640号,pp.1297-1305,2009.06。

３）郭雅雯、高田光雄、清水貴史：「日本統治時期から現在までの台北市青田街における日式住宅の変容-台湾の日式住宅における居住空間の変容過程に関する研究その３」,日本建築学会計画系論文集,第75巻,第658号,pp.2771-2780,2010.12。

４）郭雅雯、境野健太郎、高田光雄：「日本統治時期における日式住宅の平面構成に関する研究－台湾の官舎建築標準からみた住宅の特徴」,都市住宅学会研究発表論文集,第51号,pp.53-58,2005.10。

５）郭雅雯：「日本統治時期における台北帝国大学の大学官舎の形成とその特徴」,日本建築学会学術講演梗概集,北海道,pp.831-832,2013.08。

６）郭雅雯、清水貴史：「日本統治時期における台北帝国大学の大学官舎の建築形式と住まい方」,日本建築学会学術講演梗概集,近畿,pp.721-722,2014.09。

７）郭雅雯：「台湾の日式住宅における居住空間の変容過程に関する研究-台北市青田街を対象として」,京都大学,博士論文,2010.03。

８）内藤朗子：「台北市「温州街」旧大学官舎位置図(旧昭和町・大安字龍安坡)」,台北昭和町会,2005.10。

９）臺灣日日新報社編輯局：「市區計画街路及公園 改正臺北市全圖」縮尺壹萬分之一,昭和７年３月７日臺北州告示第五十四號ニ據ル,臺灣日日新報社,1936年版。

１０）新高堂編輯部：「臺北市街圖」縮尺壹萬三千分之一,新高堂書店,1932。

１１）台北市政府都市發展局：「臺北市地形圖」,台北市政府都市發展局,1995.05。

１２）臺灣總督府：臺北市大安字龍安坡「日據建物登記簿謄本」と「日據土地登記簿謄本」, 台北市大安地政事務所,1925-1945年。

謝辞

本研究の調査を行うにあたり、台北昭和町会の皆様に多大なご協力を頂きました。特にこの論文に掲載した事例や旧昭和町に関して直接インタビューに応じて下さった方々とそのご家族には、度重なる質問にもお答え頂き、大変お世話になりました。ここに御礼申し上げます。